

令和2年3月26日

学長裁定

## 比治山大学内部質保証方針

比治山大学・比治山大学短期大学部（以下「本学」という。）は、内部質保証を推進するため、以下のとおり方針を定める。

### 1 基本方針

- (1) 本学の理念・目的，教育目的および各種方針の実現に向けて，学部・学科や研究科による三つの方針を起点とする教育の質保証と中長期的な計画を踏まえた本学全体の質保証の双方にわたり，自らの責任で点検・評価を行い，その結果を踏まえて，質の向上に向けた恒常的な改善・改革を推進する。
- (2) 本学における内部質保証に責任を負う組織は，運営戦略本部とする。
- (3) 自己点検・評価の実施，改善を推進し支援する組織として高等教育研究開発センターを置く。また，外部評価として認証評価，外部アドバイザー会議及び専門分野別外部評価を実施する。
- (4) 自己点検・評価結果，認証評価結果について，社会に公表する。
- (5) 質保証について，組織内の理解を促し，組織文化として定着をはかる。

### 2 組織体制

本学における内部質保証の責任を負う組織として，運営戦略本部は点検・評価の結果を受け，改善が必要な事項について当該組織の長に計画と実施を求め，その結果を確認する。これらの過程をとおして改善を促し，本学における内部質保証の推進を行う。組織体制図は別表1のとおりとする。

### 3 学部・学科や研究科による三つの方針を起点とする教育の質保証に関する指針

- (1) 本学の教育目的を達成するために行う管理運営（以下「教学マネジメント」という。）においては，教学改革・改善・実践・検証の方向性を示す指針として位置付けられている「教学マネジメント基本方針」を行動指針とする。
- (2) 教育研究および学生実態等に関する情報を把握し，改善に活用する。
- (3) 教学マネジメントの一環として研究及び連携について情報を把握し，改善に活用する。

### 4 中長期的な計画を踏まえた本学全体の質保証に関する指針

中長期的な計画を踏まえた本学全体の質保証を行うため，実態に関する情報を把握し，改善に活用する。

## 5 内部質保証に係るチェック項目

内部質保証に係るチェック項目は、別表2に定める内部質保証項目一覧表（アセスメントリスト）のとおりとする。

施行日 令和2年4月1日